

《2》これまでの区における実践事例

① 泉区民会議の改革についてー区民による区事務事業評価ー

1 区民会議とは

区民会議は、区民が自主的・主体的に組織・運営する市民相互の話し合いの団体として約30年前に創設され、本市においては広聴の一環として位置付けられている。任期は2年間、委員構成はおおよそ、自治会・町内会からの推薦、各種団体からの推薦、公募となっており、主な活動内容としては区民の意見を取りまとめ、区に要望・提案をしていくというものである。

2 泉区民会議改革の経緯

横浜市においては、要望や陳情の手段はさまざまな形で整備されていることから、特に区民会議でなければできないというものはなく、区民会議の要望や陳情と自治会町内会や市民団体から提出される

要望や陳情の内容がオーバーラップすることもしばしばあった。また、毎年、区民会議が要望や陳情を作成するため活動もマンネリ化していた感があり、役員と直接話をしてみても、同様の意見をもっていたようで、「何とか打開したい」と考えていた委員は少なくなかった。

泉区では外部による事務事業評価の必要性を意識して、平成15年、16年の2年間に、任意の市民団体から委員を推薦してもらい、「区民評価の会」というものを設置して、事務事業について評価を受ける試みを行った。しかし、「区民評価の会」が、1日、2日程度の短期日のうちに行政からの事業説明を受けただけで、事務事業を評価することには困難な面が多くあった。そこで、評価を行うため

に調査し、事務事業自体を十分に理解して、しっかりと評価する必要があると考えるに至った。

区民会議という存在は、さまざまな立場の区民が集まってできた組織であり、横断的で多面的な視点を潜在的に持っている組織である。そうしたことから、区民会議が外部評価団体として、区の事務事業評価の役割を担うには最も相応しい存在に思われた。そのようなときに区民会議に区の事務事業評価をしてもらったらどうかということになり、平成16年6月に区から第9期泉区民会議に対して、活動目的を要望や陳情から事務事業評価へ変更することを提案し、区民会議自らの判断で評価に取り組み運びとなった。しかし、区民会議にとって「区の事務事業評価」という未知の分野に対する不安が

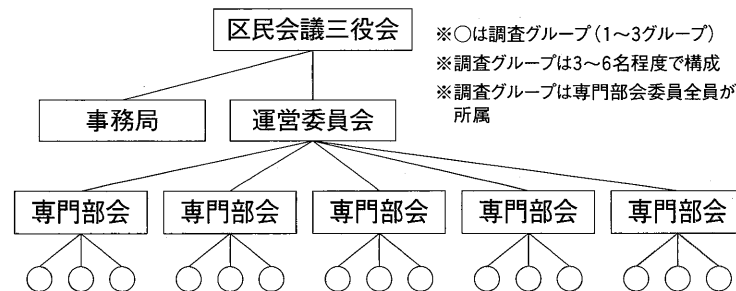
あったため、目的変更は次の第10期から行うこととして、まず、区民会議内に改革小委員会を設置し、どのような課題があるか検討することから始められた。

一方、区民会議委員を多数推薦していた連合自治会町内会に対しては、区から区民会議改革についての説明を行い、理解を求めたこととした。

第9期泉区民会議が11月で終了したことから、12月から翌年3月までを準備期間と定め「泉区民会議改革準備委員会」が設置され、新たな組織整備や要綱要領の改正をはじめ、「評価の手引き」や調査書類の様式などを区も協力して作成した。

また、区においても区民会議の位置づけを明確にするために要綱等を制定し、区民会議と区との連絡調整を図る場として「泉区民会議活動支援

図1 区民会議組織図



※○は調査グループ(1~3グループ)
 ※調査グループは3~6名程度で構成
 ※調査グループは専門部会委員全員が所属

執筆者
 庄司 秀和
 泉区行政推進課広報相談係

連絡調整会議」を設置した。

区民会議の組織は、代表委員、副代表委員、事務局長により構成する三役会と事務局長が統括する事務局、区民会議の運営に関するすべてを協議する運営委員会、実際に評価のための調査活動をする部会長をトップとする5つの専門部会により構成されている(図1参照)。

5つの専門部会の活動内容は次のような分野に分けて活動することとなった。

①環境防災安全部会は、ごみ関係、震災・風水害、防犯関係、②福祉保健部会は、福祉関係、保健衛生関係、③地域振興部会は、文化・青少年育成・まちづくり、④窓口サービス部会は、窓口のサービス度チェック、⑤情報サービス部会は、区役所の情報サービス度チェックとなっている。

3 平成17年度の活動について

平成17年度は、何もかもが手探り状態の出発となった。3月までできる限りの準備はしてきたものの、いざ4月から評価活動を開始するとするとさまざまな問題が出てきた。問題が起こるたびに区民会議三役事務局は、区とも調整を取りながら対応策の検討を行

い、話し合いを繰り返すことにより乗り切ることができた。

そして、区民会議の評価活動は、区民会議委員の皆さんの努力によって、初年度にもかかわらず活発に行われ、予定どおり完了することができた。

評価内容としては、事務事業の実施スケジュールの遵守や事業に関する説明責任の不足などが指摘され、区としてはなかなか厳しいものがあった。

4 区民会議による行政評価

●活動支援を通して感じたこと

泉区役所は、区民による本格的な評価を受けた経験がなく、例えば事務事業の内部評価を行ったとしても、区民の視線(区民満足度)というものが不足していたといえる。

また、情報開示の必要性は言われてはいるものの、事務事業の執行過程における情報はほとんど開示されておらず、区民会議による事務事業評価活動は、このような行政の状況を改善するための大きなきっかけになると思われる。

また、区民会議にとっても事務事業を評価することは、日常ではほとんどないことで、区の事務事業というものを肌で感じることでできるよい機会になったと思う。実際

に評価活動を行っている委員から、「区ではこんなふうには仕事をしているのか」という声をよく聞いた。区民が区の事務事業の執行過程を知ることとほとんどなく、事業スケジュールの変更があったとしても、ただ「いつになっても実施されないな」と思っているだけで、「なぜそうなったか」ということを知りうることは少ないのではないか。

区役所が区民から評価を受けるということは、場合によっては厳しい立場に立たされる可能性もあるが、区役所の姿勢としては、失敗は失敗として認め、教訓として活かさなければ進歩はないということとを今回の区民会議の取り組みを通して強く感じた。評価を受ける側として、あえてそれらを受け止める勇気をもって日ごろの事業実施に取り組んでいかなければならず、組織としてその覚悟が必要であると考える。

また、区民会議にあっても区を単に批判するための評価ではなく、区政をより良くしていく取り組みであることを十分に理解してもらう必要がある。あくまでも自分たちの最も身近な行政機関である区役所の改善を行うという認識が大切である。

5 今後の課題

今後は、区民会議による評価結果や提言を区の事務事業の中に効果的に取り込む仕組みが必要である。

このためには、トップのリーダーシップのもと、区役所の全職員が行政評価の大切さを共有し、全庁的な協力体制のもとに取り組んでいくことが必須である。

また、区民会議にあつては、自立的な組織活動を支えるために、区民会議の組織運営に関する実務者育成も急務である。さらに、より充実した評価活動を行うために、スキルアップ研修など人材育成の仕組みをつくる必要がある。まだまだやらなければならないことが山積している。

最後に、区の作成した要綱では、区民会議に区政に対する諮問的機能も持たせている(泉区民会議設置要綱第3条「前条に規定する活動内容のほか、区長は区民会議に対して、区の重要課題について調査・検討を依頼し、その所見を求めることができる」。これは、単に評価提言だけではなく、積極的に政策・施策の企画立案プロセスへの住民参加の可能性も視野に入れているということである。区民会

議が将来このような活動にも参加していけるようになれば、本格的な住民参加型の区政に先鞭をつけることができると期待しているところである。

総会



専門部会

